

○国土交通省告示第三十号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、及び海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第九条第三項（同法第二十一条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標準運送約款の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

標準運送約款の一部を改正する告示

標準運送約款（昭和六十一年運輸省告示第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>旅客運送の部</p> <p>(旅客名簿への記載)</p> <p><u>第20条</u> 旅客は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第15条(同法第21条の5において準用する場合を含む。)に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 氏名</li> <li>(2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分</li> <li>(3) 性別</li> <li>(4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項       <ol style="list-style-type: none"> <li>ア イに掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名</li> <li>イ 日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号</li> </ol> </li> <li>(5) 乗船の日時及び港並びに下船の港</li> <li>(6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否</li> </ol> <p><u>第21条</u>～<u>第24条</u> (略)</p> <p>特殊手荷物運送の部</p> <p>(払戻し及び払戻し手数料)</p> <p>第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特殊手荷物の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 運送申込人が、入鉄前の船便の指定のない特殊手荷物券(回数特殊手荷物券及び定期特殊手荷物券を除く。以下この条において同じ。)について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合(第3号及び<u>第6号</u>に該当する場合を除く。)券面記載金額(割引がされているときは、割引後の金額。以下同じ。)</li> </ol> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>旅客運送の部</p> <p>(新設)</p> <p><u>第20条</u>～<u>第23条</u> (略)</p> <p>特殊手荷物運送の部</p> <p>(払戻し及び払戻し手数料)</p> <p>第16条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該特殊手荷物の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 運送申込人が、入鉄前の船便の指定のない特殊手荷物券(回数特殊手荷物券及び定期特殊手荷物券を除く。以下この条において同じ。)について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合(第3号及び<u>第5号</u>に該当する場合を除く。)券面記載金額(割引がされているときは、割引後の金額。以下同じ。)</li> </ol> <p>(2)～(8) (略)</p>

2 (略)

2 (略)

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。